

こんにちは いつもお世話になっております

三栄です

第84号

発行元



株式会社三栄サービス

発行人 紺野 琢生



**古紙回収量をこれ以上減らさないために
分別を進めて雑がみの回収を促進しましょう！**

去る二月七日に東京都環境局のご依頼を頂き、都内区市町村の清掃担当者向けの勉強会、二月二

四日には、市民団体ごみ環境ビジョン21のご依頼を受け『市民ごみ大学セミナー』で、それぞれ『古紙のリサイクル』に関する講演活動を行いました。

始めに、二〇二三年の日本国内での紙の生産量が減っていること、古紙の回収量についても年々減っており、特に集団回収の減り幅が大きいことについてデータを元に解説しました。

次に、可燃ごみの中に混入している紙類が四〇%程度あるとされている

中、リサイクルできる紙類は水分を除いたごみ量の一〇%程度はあるという分析をし、これを雑がみとして活かしていくために、雑がみの種類の説明、様々な出し方の説明を行いました。

続いて、円滑なリサイクルを進めるために、リサイクル出来ない禁忌品について、混入することが好ましくない禁忌品B類（圧着ハガキ、ノンカーボン紙など）と、混入が認められていない禁忌品A類（紙以外のもの、臭いのきつい紙、昇華転写紙など）と分けて説明をしました。（禁忌品の分類表については、裏面の古紙再生促進センターの資料を参考して下さい。）

最後のまとめとして、古紙のリサイクルが完結するためには、再生紙製

品を積極的に使って頂くことが必要であると申し上げました。脱プラスチックが叫ばれる中で、プラスチックから紙に置き換

わったのは、極論を言うストローと紙袋くらいで、箱ティッシュなどはむしろ紙の箱からビニールのソフトパックのものが増えている気がします。通販の段ボールも、最近

はポストにも投函しやすいプラスチックの緩衝材付封筒に置き換わっていることも多いようです。ストローは使用後汚れてしまうのでリサイクル出来ません。緩衝材付封筒も禁忌品B類になります。過剰包装はやめよう、環境にやさしい紙ストローにしようと言って、リサイクル出来なくなるのは本末転倒です。実際に、紙の生産量が減っている

と最初に申し上げましたが、その中で新聞や雑誌等の印刷用紙が減るのは発行部数減少などから止む無しというところですが、段ボールや化粧箱などのパッケージ向けの板紙の生産量も減少に転じています。

元々再利用が出来ないトイレットペーパーやティッシュペーパーで再生紙製品をなるべく使うのはもちろんですが、紙製のパッケージに入っている商品を選ぶという視点も必要です。折角リサイクルしても、使われなければ輪

になりません。適切な紙の利用を、皆様のご協力を宜しく願います。

古紙再生促進センターの集団回収団体表彰でよしの自治会様が表彰されました。

肝心な表彰式に出席できず、写真が無く失礼いたしますが、公益財団法人古紙再生促進センターの集団回収団体表彰式が一月三十日に開催され、弊社が推薦したよしの自治会様（小平市）が表彰されました。よしの自治会様は役員の皆様も回収日に積極的にご協力頂き、長年に亘って地域のリサイクル推進に寄与されています。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。なお、弊社では、活発に活動されている団体を毎年推薦しています。

ドライバー募集中！

三栄サービスでは、私達『TEAM三栄』の仲間として一緒に働いて頂けるドライバーさんを募集しています。回収エリアは近隣地域で基本残業はありません。2トントラック、パッカー車の運転に興味のある方は、是非ご一報下さい。

製紙原料に適さない紙類！ 古紙を出す際には注意してください

A 類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの

カバンや靴などの詰物



(カバンの緩衝材)

昇華転写紙



(アイロンプリント紙)

感熱性発泡紙 (立体コピー紙)



(点字印刷物)

臭いのついた紙



(石鹸や柔軟剤の包装箱)

食品残渣のついた紙



(ピザ、ケーキなどの食品を直接包装した容器)

ろう(蠟)段 (ワックス付段ボール)



(輸入青果物・水産加工品を入れる段ボール箱)

不織布



(マスク、簡易お手拭、
包装紙など)

使い捨ておむつなど



(紙おむつ、生理用品、
ペット用トイレシート)

合成紙 ストーンペーパー



(地図、選挙ポスター)

石、ガラス、土砂、 金属(工具、機械部品を含む) 木片、布類、プラスチック類



B 類：古紙に混入することは好ましくないもの

箔押しされた紙



(金銀の折り紙など)

建材に使用される紙



(壁紙、防水シートなど)

圧着はがき



(公共料金の請求書)

シール、粘着テープ



(雑誌付録など)

複合材



(通販用緩衝封筒など)

カーボン紙 ノーカーボン紙



(宅配便の伝票など)

感熱紙



(レシートなど)

印画紙



(写真)

新聞折込チラシ、雑誌、 カタログに付随したサンプル類



(サンプルが付いたままの
新聞折込チラシ、雑誌)

ラミネート紙、樹脂・アル ミコーティング紙



(酒パックなど)

硫酸紙 (パーチメント紙)



(クッキングシートなど)

着色した 果物類のクッション材



(色の濃いもの)

防水加工された紙



(紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器など)

B 類の「古紙に混入することは好ましくないもの」の中には、製紙原料などとして利用できるようになってきているものがありますので、地域の古紙問屋又は古紙回収業者にご確認ください。

(問合せ先)
公益財団法人 古紙再生促進センター
〒104-0042
東京都中央区入船 3 丁目 10 番 9 号
TEL:03-3537-6822(代)



古紙は分別ルールを守って出してください

● 自治体の古紙分別ルールに従ってください。

家庭から出る古紙は、一般的に新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・雑がみに分けて出します。

地域によって分け方が異なりますので、必ずお住まいの自治体の分別ルールを確認してください。



○ 新聞

新聞には新聞折込チラシを入れたままでよい場合が一般的です。

サンプルが付いた新聞折込チラシが入ることがあります。サンプルは必ず取り外すようにしてください。

また、汚れた新聞は入れないでください。

○ 雑誌

雑誌は「綴じられたもの」で、雑誌、書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)、取扱説明書、小冊子(パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの)になります。

雑誌付録は取り外すようにしてください。

○ 段ボール

宅配便の伝票などは個人情報を守ることになりますので取り外すようにしてください。

段ボール箱は中身を出して、折りたたんでください。

輸入青果物や水産加工品を入れる段ボール箱にはワックスが塗られた段ボール(ろう(蠟)段)がありますので、段ボールに混ぜないで可燃物に出してください。

○ 飲料用紙パック

○ 雑がみ

雑がみは新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の投込チラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱(お菓子やおもちゃの箱)などの紙類になります。

カバンや靴などの詰物(緩衝材)、昇華転写紙(アイロンプリント紙)、感熱性発泡紙(立体コピー紙)、食品や臭いが付着しているもの、金紙・銀紙が使用されているもの、レシート、シール、プラスチックとの複合素材の製品は、雑がみに混ぜないで可燃物に出してください。

古紙を出す際には注意してください

禁忌品名称		類	製紙原料に適さない理由	注意点、使用例など
A 類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの				
紙製品でないもの	不織布	A	・樹脂繊維でできているものが多く、製紙原料にはなりません。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。	・マスク、簡易お手拭、フローリングワイパー、コーヒーフィルター、水切り袋、ティーバッグ、キッチンペーパー、包装紙等があります。
	使い捨ておむつ 生理用品 ペット用トイレシート	A	・紙おむつには吸収性ポリマーなど紙ではない成分が含まれています。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。	・紙袋に入ったまま古紙に出されることがあります。
	合成紙 ストーンペーパー	A	・合成樹脂が主原料であり水に溶解しないため、製紙工場の機械故障を引き起こします。	・屋外で使用する選挙ポスターや地図に使用されています。
	石 ガラス 金属 土砂 木片 布類 プラスチック類	A	・製紙工場の機械故障を引き起こします。	・雑誌付録のCD、DVDが外されていなかったり、食器などが包装箱に入ったまま古紙に出されることがあります。

禁忌品名称	類	製紙原料に適さない理由	注意点、使用例など
A 類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの			
カバンや靴などの詰物 (使用済み昇華転写紙)	A	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。	・詰物(緩衝材)が使用済み昇華転写紙かどうか見た目では判断が難しいため、すべて可燃物に出してください。
昇華転写紙 (アイロンプリント紙) (捺染紙)	A	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。	・裁縫用の型紙などに使われています。 ・見分け方は字や絵柄が逆になっています。
感熱性発泡紙 (立体コピー紙)	A	・古紙処理工程で取り除けず、製品の表面に凹凸が発生します。	・主に点字印刷物(図や絵)に使われ、点字冊子に挟み込まれていることがあります。 ・感熱性発泡紙かどうか判断できない時には、可燃物に出してください。
臭いのついた紙	A	・古紙処理工程で完全に脱臭することができず、製品に臭いが残ってしまいます。	・洗剤の箱、線香の箱、香料の箱、芳香紙、石鹼包装紙などがあげられます。
食品残渣のついた紙	A	・食品で汚れており、腐敗・異臭などの衛生上の問題があります。	・ピザやケーキの包装箱に食品が付いたもの、ハンバーガーなどを包んだ紙などがあげられます。
汚れた紙	A	・衛生上の問題があります。	・油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙などがあげられます。
ろう(蠟)段 (ワックス付段ボール)	A	・ろう(蠟)、ワックスが塗られた段ボールで、古紙処理工程で取り除けず、新しい段ボールに油染みができてしまいます。	・輸入青果物や水産加工品を入れる段ボール箱に使われています。
B 類：古紙に混入することは好ましくないもの			
新聞折込チラシ、雑誌、 カタログに付随したサンプル類	B	・製紙原料とならない異物です。	・シャンプーや化粧品サンプルがあげられます。 ・サンプル類は取り外してください。
箔押しされた紙	B	・古紙処理工程で取り除けず、製品が金属反応を示してしまいます。	・金銀の折り紙などがあげられます。
建材に使用される紙	B	・製紙原料とならない異物が含まれています。	・壁紙、防水シート、石膏ボードなどがあげられます。
圧着はがき (親展はがき)	B	・のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・公共料金の請求書、ダイレクトメールに使われています。
シール 粘着テープ	B	・のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・一部の台紙はリサイクルができますが、シールは剥がしてください。
ラミネート紙、樹脂・ アルミコーティング紙	B	・紙ではない成分が含まれ、取り除けなかった樹脂片が製品に付着し、印刷不良を引き起こします。	・アイスクリームのカップ、カップ麺のふた、お酒のパック、ガムの内側の包装紙などがあげられます。
カーボン紙 ノーカーボン紙	B	・特殊なインクを完全に取り除けず、斑点が製品に現れます。	・複写用紙、伝票類、宅配便の伝票などに使われています。
感熱紙	B	・特殊なインクを完全に取り除けず、発色して斑点が製品に現れます。	・レシート、ロール状の FAX 用紙などがあげられます。
印画紙	B	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・写真、アルバム、インクジェット用写真用紙などがあげられます。
硫酸紙 (パーチメント紙)	B	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・クッキングシート、中華まん・ケーキ類の底紙、薬包紙などがあげられます。
抄色紙※ (判定基準 A、B を除く)	B	・染料で着色されており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色紙、色画用紙などがあげられます。 ※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っていますので製造メーカーのホームページを参照してください。
果物類のクッション材	B	・染料で着色されており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色の濃い果物類のクッション材などがあげられます。
防水加工された紙	B	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺・ヨーグルト・アイスクリーム容器などがあげられます。
複合材	B	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・内部にプラスチック貼りの通販用緩衝筒、絵本型おもちゃなどがあげられます。